

## 始良・霧島地域流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 この協議会は、「始良・霧島地域流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、始良・霧島地域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するために協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、別紙1の二級水系流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 始良・霧島地域で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、個別水系「流域治水プロジェクト」及びその他水系「流域治水プロジェクト」の策定と公表

(3) 別紙1の水系のうち、第2号を実施する水系

(4) 各「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況等のフォローアップ

(5) その他、流域治水に関して必要な事項

(幹事会)

第6条 前条第3号の水系について、個別水系「流域治水プロジェクト」は水系毎に幹事会を置き、及びその他水系「流域治水プロジェクト」は「その他水系幹事会」を置く。

2 各幹事会は、別紙3から5の職にある者をもって構成する。

3 各幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、各幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙3から5の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を各幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 各幹事会は、原則非公開とし、各幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び各幹事会を円滑に行うため事務局を置く。

2 事務局は始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和4年1月31日から施行する。

本規約は、令和4年11月18日から施行する。

## 始良・霧島地域流域治水協議会 対象流域

### 個別水系「流域治水プロジェクト」

○別府川水系

○天降川水系

### その他水系「流域治水プロジェクト」

○網掛川水系

○日木山川水系

○清水川水系

○検校川水系

○高橋川水系

※第5条第3号に該当する水系については、水系名の前に○表記

※思川水系は、鹿児島地域流域治水協議会にて策定

## 始良・霧島地域流域治水協議会 名簿

始良市長

霧島市長

気象庁 鹿児島地方气象台 気象防災情報調整官

森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所長

鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課長

鹿児島県 土木部 河川課長

鹿児島県 土木部 参事兼砂防課長

鹿児島県 土木部 都市計画課長

鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室長

鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長

始良・伊佐地域振興局 総務企画部長

始良・伊佐地域振興局 農林水産部長

始良・伊佐地域振興局 建設部長

## 別府川水系流域治水協議会 幹事会 名簿

始良市 総務部 危機管理課長  
始良市 農林水産部 農政課長  
始良市 農林水産部 林務水産課長  
始良市 農林水産部 耕地課長  
始良市 建設部 都市計画課長  
始良市 建設部 建築住宅課長  
始良市 建設部 土木課長  
始良市 建設部 建設政策課長  
気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官  
森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 主幹  
鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課 技術補佐  
鹿児島県 農政部 農地整備課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 河川課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 砂防課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 都市計画課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室 技術補佐兼生活排水係長  
鹿児島県 土木部 建築課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 建築課 住宅政策室 技術補佐  
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課 課長補佐兼情報対策係長  
始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課長  
始良・伊佐地域振興局 農林水産部 農村整備課長  
始良・伊佐地域振興局 農林水産部 林務水産課長  
始良・伊佐地域振興局 建設部 建設総務課長  
始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長

## 天降川水系流域治水協議会 幹事会 名簿

霧島市 総務部 安心安全課長  
霧島市 農林水産部 耕地課長  
霧島市 農林水産部 林務水産課長  
霧島市 建設部 都市計画課長  
霧島市 建設部 土木課長  
霧島市 上下水道部 下水道工務課長  
気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官  
森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 主幹  
鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課 技術補佐  
鹿児島県 農政部 農地整備課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 河川課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 砂防課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 都市計画課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室 技術補佐兼生活排水係長  
鹿児島県 土木部 建築課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 建築課 住宅政策室 技術補佐  
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課 課長補佐兼情報対策係長  
始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課長  
始良・伊佐地域振興局 農林水産部 農村整備課長  
始良・伊佐地域振興局 農林水産部 林務水産課長  
始良・伊佐地域振興局 建設部 建設総務課長  
始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長

## その他水系流域治水協議会 幹事会 名簿

始良市 総務部 危機管理課長  
始良市 農林水産部 農政課長  
始良市 農林水産部 林務水産課長  
始良市 農林水産部 耕地課長  
始良市 建設部 都市計画課長  
始良市 建設部 建築住宅課長  
始良市 建設部 土木課長  
始良市 建設部 建設政策課長  
霧島市 総務部 安心安全課長  
霧島市 農林水産部 耕地課長  
霧島市 農林水産部 林務水産課長  
霧島市 建設部 都市計画課長  
霧島市 建設部 土木課長  
霧島市 上下水道部 下水道工務課長  
気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官  
森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 主幹  
鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課 技術補佐  
鹿児島県 農政部 農地整備課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 河川課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 砂防課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 都市計画課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室 技術補佐兼生活排水係長  
鹿児島県 土木部 建築課 技術補佐  
鹿児島県 土木部 建築課 住宅政策室 技術補佐  
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課 課長補佐兼情報対策係長  
始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課長

始良・伊佐地域振興局 農林水産部 農村整備課長

始良・伊佐地域振興局 農林水産部 林務水産課長

始良・伊佐地域振興局 建設部 建設総務課長

始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長

【参考】

## 始良・霧島地域流域治水協議会 名簿

始良市長

霧島市長

気象庁 鹿児島地方气象台 気象防災情報調整官

森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所長★

鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課長★

鹿児島県 土木部 河川課長

鹿児島県 土木部 参事兼砂防課長★

鹿児島県 土木部 都市計画課長★

鹿児島県 土木部 都市計画課 生活排水対策室長★

鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長

始良・伊佐地域振興局 総務企画部長

始良・伊佐地域振興局 農林水産部長★

始良・伊佐地域振興局 建設部長

※★は水防災協議会の構成員以外（流域治水協議会のみ参画）